

第5章 教育環境の整備～県立高校の再編整備～

1 基本的な考え方

社会の変化や地域の特性・ニーズを踏まえた特色ある教育活動を展開し、県立高校を魅力あるものにしていくためには、県教育委員会による主体的な教育環境の整備は不可欠です。また、生徒数の減少が見込まれる中、適正な学校規模を確保し、各学校の活性化を図る必要があります。

県教育委員会では、県立高校の活性化・特色化を進めるため、全県を俯瞰し、再編整備などによる教育環境の整備を検討します。

再編整備を進めるに当たっては、全県的な視野からの適正配置や、インクルーシブ教育システム※の推進を踏まえた特別支援教育の在り方、地域の活性化、老朽化した教育施設の維持・更新への対応など、様々な観点からの検討が必要となります。

なお、具体的な再編整備については、中学校卒業者数の動向や、各県立高校における活性化・特色化の状況などを見据えながら、今後、県教育委員会が、「実施方策」を定めることとします。

2 適正規模・適正配置

標準的な学校規模については、各学校が学習指導要領※に基づく教育課程の編成・実施や、施設の状況に応じた適切な教室数の確保ができるよう、また、活力ある教育活動を一層進めることができる一定規模の生徒数が確保できるよう、次のとおり定めます。

なお、1学級の生徒数については、現行の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、40人を標準とします。

また、生徒数が減少する中においても、高校教育の質を維持・向上していくことができるよう、各地域の実態や県全体のバランス、生徒の通学状況などを考慮しながら、特色ある高校の均衡配置に努めます。

＜標準的な学校規模・学級数＞

全日制の課程における学校規模については、平成20年度に策定された「21世紀いきいきハイスクール推進計画（後期）」や平成24年度の「魅力ある県立高校づくり懇話会報告書」を踏まえ、1学年当たり8～6学級を標準とします。なお、普通科、専門学科、総合学科などの各学科の特性や、生徒募集状況を考慮して柔軟に対応するものとします。

特に、中学校卒業者数の減少が著しく、適正規模を確保することが困難な地域においては、地域の教育力の維持・向上の観点から、例外的に4学級程度までの規模

とする場合があります。

また、志願倍率が高い高校においては、中学生の進路希望に配慮し、施設の状況に応じて、弾力的に適正規模を上回る生徒募集を行う場合もあります。

定時制・通信制の課程については、従来の勤労青少年に対する高校教育の保証のみならず、全日制の中途退学者や小・中学校で不登校を経験した生徒や日本語指導の必要な外国籍生徒など、様々な教育ニーズに対応する必要があることから、入学者数や在籍者数の状況を見ながら今後検討することとします。

3 再編整備の方針

(1) 社会のニーズに応える特色ある県立高校づくり

産業構造の変化や少子高齢化、グローバル化の進展など、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、県立高校においては、いつの世にも変わらない教育の本質を追求しながら、こうした異次元の社会変化に対応し、時代の要請に応えられる創造性豊かな人材を育成するため、一層の活性化・特色化を図る必要があります。

そのため、学校の現状、地域の状況などを見据えながら、学科再編や統合などにより、県民や生徒、保護者のニーズに応える特色ある県立高校の設置を検討します。

(2) 適正な学校規模の維持による県立高校の活性化

中学校卒業者数は、今後、平成40年度までに約6,000人の減少が予測されます。そのため、中学校卒業者の高校等進学率や公立高校と私立高校への進学者の割合を踏まえると、公立高校の生徒募集の規模を現在から概ね3,500人程度減ずる必要があります。

こうした生徒減少期に当たり、既存の学校数を維持したまま学級減の対応のみを取り続けた場合、全県的に適正規模を下回る学校が増加することになります。

学校が小規模になると教員配置数が減少し、教科・科目の開設に制限が加わり、多様な学習活動や進路希望に対応しにくくなります。また、学校行事や部活動の面でも魅力的で活力ある教育を行いにくい状況になるなど、高校教育の質的低下につながることが懸念されます。

このため、適正規模を下回る学校については、県立高校の教育の活性化の観点から、地域性を考慮しながら近隣の学校との統合などによる再編整備を検討します。